

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市行政不服審査会
根拠法令等	行政不服審査法第81条、川崎市行政不服審査条例
設置年月日	平成28年4月1日
所掌事務	行政不服審査法に基づく審査請求に係る案件について調査審議すること。
委員数	9名
委員の構成	学識経験者(2名)、弁護士(4名)、医師(2名)、税理士(1名)
会議公開・非公開	非公開
非公開の理由	不服申し立てに係る会議のため (川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第4条)
事務局担当課	総務企画局総務部庶務課 電 話 044-200-0862 ファックス 044-200-3747
ホームページアドレス	http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html (行政不服審査について)